

## 福島県全市町村にまん延防止等重点措置が適用されました

感染力の強い「オミクロン株」の感染が急速に拡大していることから、福島県全域に「非常事態宣言」が発出され、また「まん延防止等重点措置」が県全域に適用されました。

感染の拡大を防ぐため、県を挙げた感染防止の取り組みが重要となりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### まん延防止等重点措置

区域	県全域
実施期間	令和4年1月30日(日)～2月20日(日)まで
町民の皆さん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮の要請時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。</li> <li>・感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。</li> <li>・感染リスクの高い行動は控えてください。 (不要不急の都道府県をまたぐ移動、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動を控える)</li> <li>・基本的な感染対策の徹底をしてください。 (3密の回避・マスクの着用・こまめな手洗いや換気など)</li> </ul>
飲食店等	<p><b>【ふくしま感染防止対策認定店制度の認定店】</b> ①または②のいずれか</p> <p>①営業時間の短縮:5時～21時まで 酒類の提供は20時まで ②営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類の提供自粛(終日)</p> <p><b>【非認定店】</b> 営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類の提供自粛(終日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける</li> <li>* 営業時間の短縮に応じた場合、協力金が支給されます。</li> </ul>
イベント等	業種別ガイドラインを遵守し、基本的な感染防止対策を徹底してください。
適用	新型インフルエンザ特別措置法第31条の6第1・2項、第24条第9項

福島県の「まん延防止等重点措置」について詳しくはQRコードでご確認ください。

